

浜松市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年1月20日から
道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年1月20日から1週間浜松市浜名土木整備事務所において一般の
縦覧に供する。

令和8年1月20日

浜松市長 中野祐介

道路 の 種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	浜北長坂 百々線	浜松市浜名区根堅2583番2 地内から 浜松市浜名区根堅2581番6 地内まで	前	最小6.46m ～ 最大12.61m	180.0m